

幼児教育・保育の無償化について

問い合わせ先：保育課 Tel.048-736-1139

- 3～5歳児クラスと市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもを対象に利用料（保育料）が無償化されます。幼稚園（新制度未移行園）では、満3歳児クラスの子どもも対象となります。3歳の誕生日の前日から無償化されますが、プレ保育は、無償化の対象にはなりません。
- 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。
- 利用する施設等により、無償化される上限額が異なります。
- 公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育利用）及び地域型保育を利用している方は、原則、手続きは不要です。
- 幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）及び認可外保育施設等を利用している方は、事前に手続きが必要です。

【対象者と対象範囲】

利用施設等	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	
	保育の必要性ありの 住民税非課税世帯	保育の必要性あり	保育の必要性なし
幼稚園 （新制度未移行園）	/	月額 25,700 円を上限に 無償 （預かり保育は月額上限 450 円、月額上限 11,300 円まで無償（※））	月額 25,700 円を上限に 無償 （預かり保育は対象外）
認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）		無償 （預かり保育は月額上限 450 円、月額上限 11,300 円まで無償（※2））	無償 （預かり保育は対象外）
公立保育所 私立保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育	無償	無償	/
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	月額 42,000 円を 上限に無償	月額 37,000 円を上限に 無償	対象外

※市民税非課税世帯の満3歳児（今年度の4月1日時点の年齢が2歳であり、誕生日を迎えた子ども）は、月額上限16,300円まで無償

●給食費について

公立保育所、私立保育園及び認定こども園（保育利用）を利用している場合は3歳児クラスから、幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）の場合は満3歳から給食費がかかります。

ただし、給食費のうち副食費（おかず代等）は、年収360万円未満相当の世帯の子ども、または全ての世帯における第3子以降の子どもの場合、免除もしくは補助が受けられます。（施設によって、第3子以降の子どものカウント方法が異なります。）